

保護者負担金助成制度が変わります

令和3年度

【令和3年度配布用】

利用料金の減免について

宇都宮市では、子どもの家の利用が必要な保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの家の利用料金を減免します。

下記の対象世帯に該当する方は、下記の内容をお読みのうえ、申請書を提出して下さい。

対象世帯

- ・ いずれかの世帯に該当する方
①生活保護受給世帯の方 ②就学援助対象世帯の方

減免額

- ・ **基本利用料金全額**
 - ※ 利用区分別の減免額は裏面をご覧ください。
 - ※ 延長利用料金とおやつ代などの実費は減免されません。

申請書類

- ・ **「子どもの家の利用料金免除申請書」**
 - ※ 申請書は、各子どもの家や生涯学習課に用意しています。
(市ホームページからも取り出し可)

申請時期

- ・ 子どもの家の利用許可決定後から申請が可能です。
 - ※ 申請が遅れると減免の該当にならない月が発生します。
 - ※ 学校長期休業時のみ利用の方は、利用する時期ごとに申請書の提出が必要となります。

提出場所

- ・ **利用する子どもの家（郵送不可）**

減免期間

- ・ 申請書の提出月から減免となります。
 - ※ 利用年度の前年度中に申請書を提出した場合でも減免は4月からとなります。
- ・ 減免の申請は、利用する年度ごとに必要となります。
(当該年度中に減免対象世帯でなくなったときはその月まで適用)

留意事項

○令和2年度の就学援助対象世帯の方

- ・令和2年度中に申請書を提出いただいた場合には、令和3年度、就学援助審査期間中における利用料金の徴収を猶予します。

※ 令和3年度に就学援助が却下となった場合には、4月にさかのぼり、利用料金をお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

○令和3年度にはじめて就学援助を申請する世帯の方

- ・減免決定(就学援助認定後)まで利用料金をお支払いいただきます。
- ・減免決定後に、減免開始月にさかのぼり利用料金を還付します。

【利用区分別基本利用料金（減免額）一覧表】

通年利用者	学校長期休業時のみ利用者	
7,600円/月	夏季休業利用者	12,800円/期
	学期間休業利用	920円/期
	冬季休業利用	1,800円/期
	学年末休業利用（3月）	2,300円/期
	学年始休業利用（4月）	2,300円/期

宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課

TEL：028-632-2676